

千葉市肥料価格高騰対策事業給付金のご案内

～コロナ禍やウクライナ情勢における**肥料価格の高騰の影響**を受けた市内農業者の皆さまへ～
新型コロナウイルス感染症拡大や深刻化するウクライナ情勢を背景とする
肥料価格の高騰により影響を受けた市内農業者に対して、事業継続のための支援金を給付します。

給付額

令和3年肥料費の
10分の1

上限 200万円

給付例

令和3年肥料費が50万円の方

5万円

令和3年肥料費が100万円の方

10万円

給付対象者

- 1 千葉市内に居住しており農業所得の確定申告を行っている個人もしくは、千葉市内に「本店」を有し、農業等を事業目的としている法人
- 2 今後も千葉市内で事業継続の意思がある方
- 3 千葉市の実施する土壌診断等を活用し、肥料削減等に努める意思のある方
- 4 当事務局の定める欠格事由に該当しない方



申請期間

書類受付期間

令和4年10月3日(月)～令和5年1月10日(火) (消印有効)

コールセンター
開設期間

令和4年10月3日(月)～令和5年2月15日(水)

申請方法

郵送にて受付します。



郵送申請窓口 (郵送先)

〒260-0015
千葉県千葉市中央区富士見1丁目-14-13
千葉大栄ビル 8F
千葉市肥料価格高騰対策事業給付金事務局



問い合わせ先

千葉市肥料価格高騰対策事業給付金事務局

TEL 050-3614-8061 平日9:00～17:00 土日・祝日・年末年始(12/28～1/3)はお休み
FAX 050-3134-7558 メールアドレス hiryo_kototaisaku@sougo-group.jp

よくあるお問い合わせ

Q 申請手続きの方法について

A ご郵送でのみ受け付けております。

Q 給付金算出の基となる肥料費とは？

A 個人での申請の場合は、令和3年分の青色申告決算書もしくは収支内訳書の肥料費の欄に記載の金額になります。
(法人の場合は、令和4年3月31日以前に終了した最新の事業年度における決算書に記載のある肥料費)

Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

A 申請月の翌々月末までに給付いたします。

Q 申請書はどこで手に入れますか？

A 10月3日から千葉中央コミュニティセンター(農政課)、農政センター、千葉みらい農業協同組合各支店等にて、配架しております。また千葉市 HP(農業生産振興課)からダウンロードが可能です。

Q 給付金は課税対象？

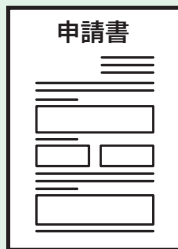
A 受け取った給付金は課税対象になる場合があります。詳しくは税務署などにご確認ください。

Q 「千葉市中小企業者緊急特別支援金」を受給したけど対象になりますか？

A 「肥料費」を対象経費として千葉市中小企業者緊急特別支援金を受給した方は対象外になります。

必要書類

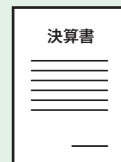
1 申請書



2 誓約書・同意書

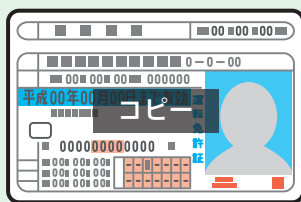


3 肥料費の確認ができる書類



個人 令和3年分青色申告決算書
もしくは令和3年分収支内訳書
法人 決算書

4 本人確認書類 (運転免許証等の写し等)



個人

運転免許証(両面)、個人番号カード(表面のみ)、写真付きの住民基本台帳カード(表面のみ)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(特別永住者のもの)(両面)等または住民票の写し(発行から3か月以内のもの)

法人

履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)

5 振込先に関する情報 (通帳またはキャッシュカードの写し)



給付金の不正受給は犯罪です！

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、十分注意して申請手続きを行ってください。